

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2022年7月13日提出
【計算期間】	第9期中(自 2021年10月15日至 2022年4月14日)
【ファンド名】	国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）円コース（１年決算型） 国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）米ドルコース（１年決算型） 国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ユーロコース（１年決算型） 国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）豪ドルコース（１年決算型） 国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ブラジル・リアルコース（１年決算型） 国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）メキシコ・ペソコース（１年決算型） 国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）トルコ・リラコース（１年決算型） 国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ロシア・ルーブルコース（１年決算型） 国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）中国元コース（１年決算型） 国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）南アフリカ・ランドコース（１年決算型） 国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（１年決算型） 国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）マネー・プール・ファンド（１年決算型）
【発行者名】	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 横川 直
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目１２番１号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【連絡場所】	東京都千代田区有楽町一丁目１２番１号
【電話番号】	03-6250-4740
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【ファンドの運用状況】

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）円コース（１年決算型）】

（１）【投資状況】

令和 4年 4月28日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	254,445,833	97.99
親投資信託受益証券	日本	99,980	0.04
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	5,126,770	1.97
純資産総額		259,672,583	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年4月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 （１万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末日（平成26年10月14日）	2,471,694,742	2,474,142,251	10,099	10,109
第2計算期間末日（平成27年10月14日）	995,063,418	995,916,919	11,659	11,669
第3計算期間末日（平成28年10月14日）	774,690,817	775,428,349	10,504	10,514
第4計算期間末日（平成29年10月16日）	637,021,245	637,493,050	13,502	13,512
第5計算期間末日（平成30年10月15日）	607,774,839	608,223,103	13,558	13,568
第6計算期間末日（令和 1年10月15日）	536,592,748	537,019,134	12,585	12,595
第7計算期間末日（令和 2年10月14日）	353,244,176	353,485,925	14,612	14,622
第8計算期間末日（令和 3年10月14日）	275,694,093	275,853,276	17,319	17,329
令和 3年 4月末日	282,049,544	—	16,622	—
5月末日	284,065,897	—	16,741	—
6月末日	277,781,399	—	16,867	—
7月末日	267,381,669	—	16,707	—
8月末日	272,119,056	—	17,003	—
9月末日	286,747,807	—	18,012	—
10月末日	282,334,591	—	17,733	—
11月末日	279,620,527	—	17,564	—
12月末日	282,143,933	—	17,722	—

令和 4年 1月末日	249,041,408	—	15,643	—
2月末日	253,519,153	—	15,924	—
3月末日	275,982,328	—	16,386	—
4月末日	259,672,583	—	15,417	—

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	10円
第2計算期間	10円
第3計算期間	10円
第4計算期間	10円
第5計算期間	10円
第6計算期間	10円
第7計算期間	10円
第8計算期間	10円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	1.09
第2計算期間	15.54
第3計算期間	9.82
第4計算期間	28.63
第5計算期間	0.48
第6計算期間	7.10
第7計算期間	16.18
第8計算期間	18.59
第9中間計算期間	9.67

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）米ドルコース（1年決算型）】

（1）【投資状況】

令和 4年 4月28日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	1,224,359,958	98.78

親投資信託受益証券	日本	99,980	0.01
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	15,060,438	1.21
純資産総額		1,239,520,376	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年4月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 （１万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末日（平成26年10月14日）	11,654,687,772	11,665,256,766	11,027	11,037
第2計算期間末日（平成27年10月14日）	6,801,382,524	6,806,280,912	13,885	13,895
第3計算期間末日（平成28年10月14日）	4,110,787,619	4,114,597,531	10,790	10,800
第4計算期間末日（平成29年10月16日）	3,258,760,243	3,260,931,241	15,010	15,020
第5計算期間末日（平成30年10月15日）	2,401,857,515	2,403,417,767	15,394	15,404
第6計算期間末日（令和 1年10月15日）	1,845,532,023	1,846,831,918	14,198	14,208
第7計算期間末日（令和 2年10月14日）	1,341,775,360	1,342,601,481	16,242	16,252
第8計算期間末日（令和 3年10月14日）	1,297,166,918	1,297,792,400	20,739	20,749
令和 3年 4月末日	1,243,284,537	—	19,105	—
5月末日	1,247,724,382	—	19,431	—
6月末日	1,257,680,470	—	19,667	—
7月末日	1,231,338,999	—	19,337	—
8月末日	1,254,913,079	—	19,747	—
9月末日	1,331,570,607	—	21,289	—
10月末日	1,299,940,948	—	21,235	—
11月末日	1,198,983,855	—	21,051	—
12月末日	1,252,918,049	—	21,490	—
令和 4年 1月末日	1,112,458,513	—	19,006	—
2月末日	1,131,272,663	—	19,417	—
3月末日	1,215,357,242	—	21,047	—
4月末日	1,239,520,376	—	20,814	—

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	10円
第2計算期間	10円

第3計算期間	10円
第4計算期間	10円
第5計算期間	10円
第6計算期間	10円
第7計算期間	10円
第8計算期間	10円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	10.37
第2計算期間	26.00
第3計算期間	22.21
第4計算期間	39.20
第5計算期間	2.62
第6計算期間	7.70
第7計算期間	14.46
第8計算期間	27.74
第9中間計算期間	0.12

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ユーロコース（１年決算型）】

（１）【投資状況】

令和 4年 4月28日現在
 （単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	12,358,404	97.94
親投資信託受益証券	日本	9,997	0.08
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	249,484	1.98
純資産総額		12,617,885	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年4月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 （1万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末日（平成26年10月14日）	215,165,467	215,381,921	9,940	9,950
第2計算期間末日（平成27年10月14日）	97,343,276	97,428,082	11,478	11,488
第3計算期間末日（平成28年10月14日）	30,345,288	30,380,728	8,562	8,572
第4計算期間末日（平成29年10月16日）	71,834,398	71,891,394	12,603	12,613
第5計算期間末日（平成30年10月15日）	21,892,633	21,910,478	12,268	12,278
第6計算期間末日（令和 1年10月15日）	17,638,127	17,654,941	10,490	10,500
第7計算期間末日（令和 2年10月14日）	19,810,050	19,825,931	12,474	12,484
第8計算期間末日（令和 3年10月14日）	14,218,123	14,227,354	15,402	15,412
令和 3年 4月末日	12,439,460	—	14,879	—
5月末日	7,025,034	—	15,219	—
6月末日	13,892,350	—	15,060	—
7月末日	13,625,390	—	14,771	—
8月末日	13,790,755	—	14,950	—
9月末日	14,644,076	—	15,875	—
10月末日	14,669,332	—	15,900	—
11月末日	14,054,319	—	15,232	—
12月末日	14,066,710	—	15,637	—
令和 4年 1月末日	12,224,801	—	13,588	—
2月末日	12,740,314	—	13,951	—
3月末日	13,718,849	—	15,023	—
4月末日	12,617,885	—	14,022	—

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	10円
第2計算期間	10円
第3計算期間	10円
第4計算期間	10円
第5計算期間	10円
第6計算期間	10円
第7計算期間	10円
第8計算期間	10円

【収益率の推移】

	収益率（％）
--	--------

第1計算期間	0.50
第2計算期間	15.57
第3計算期間	25.31
第4計算期間	47.31
第5計算期間	2.57
第6計算期間	14.41
第7計算期間	19.00
第8計算期間	23.55
第9中間計算期間	6.77

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）豪ドルコース（1年決算型）】

（１）【投資状況】

令和 4年 4月28日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	23,015,229	98.23
親投資信託受益証券	日本	99,980	0.43
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	315,249	1.34
純資産総額		23,430,458	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年4月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 （1万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末日（平成26年10月14日）	172,040,245	172,206,812	10,329	10,339
第2計算期間末日（平成27年10月14日）	87,062,993	87,142,178	10,995	11,005
第3計算期間末日（平成28年10月14日）	141,670,298	141,832,370	8,741	8,751
第4計算期間末日（平成29年10月16日）	116,127,599	116,218,518	12,773	12,783
第5計算期間末日（平成30年10月15日）	84,735,482	84,807,336	11,793	11,803
第6計算期間末日（令和 1年10月15日）	39,791,450	39,830,106	10,294	10,304
第7計算期間末日（令和 2年10月14日）	32,711,096	32,738,156	12,088	12,098

第8計算期間末日（令和 3年10月14日）	24,705,662	24,721,348	15,750	15,760
令和 3年 4月末日	26,907,321	—	15,285	—
5月末日	24,167,732	—	15,426	—
6月末日	23,871,720	—	15,235	—
7月末日	23,111,300	—	14,747	—
8月末日	23,257,786	—	14,838	—
9月末日	24,714,204	—	15,764	—
10月末日	25,880,960	—	16,498	—
11月末日	24,204,919	—	15,428	—
12月末日	24,834,952	—	16,060	—
令和 4年 1月末日	21,171,725	—	13,684	—
2月末日	22,297,883	—	14,406	—
3月末日	25,140,450	—	16,203	—
4月末日	23,430,458	—	15,137	—

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	10円
第2計算期間	10円
第3計算期間	10円
第4計算期間	10円
第5計算期間	10円
第6計算期間	10円
第7計算期間	10円
第8計算期間	10円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	3.39
第2計算期間	6.54
第3計算期間	20.40
第4計算期間	46.24
第5計算期間	7.59
第6計算期間	12.62
第7計算期間	17.52
第8計算期間	30.37
第9中間計算期間	0.36

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ブラジル・リアルコース（１年決算型）】

（１）【投資状況】

令和 4年 4月28日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	29,946,190	97.79
親投資信託受益証券	日本	99,980	0.33
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	576,332	1.88
純資産総額		30,622,502	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年4月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 （1万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末日（平成26年10月14日）	254,466,902	254,702,505	10,801	10,811
第2計算期間末日（平成27年10月14日）	182,459,608	182,654,172	9,378	9,388
第3計算期間末日（平成28年10月14日）	154,744,257	154,906,872	9,516	9,526
第4計算期間末日（平成29年10月16日）	140,474,150	140,571,942	14,365	14,375
第5計算期間末日（平成30年10月15日）	129,037,134	129,139,692	12,582	12,592
第6計算期間末日（令和 1年10月15日）	60,874,155	60,929,890	10,922	10,932
第7計算期間末日（令和 2年10月14日）	44,921,374	44,970,730	9,101	9,111
第8計算期間末日（令和 3年10月14日）	33,532,868	33,561,153	11,855	11,865
令和 3年 4月末日	42,001,739	—	11,024	—
5月末日	44,226,474	—	11,607	—
6月末日	47,802,825	—	12,412	—
7月末日	45,633,438	—	11,974	—
8月末日	45,468,553	—	11,931	—
9月末日	35,341,437	—	12,436	—
10月末日	31,199,091	—	12,019	—
11月末日	31,034,365	—	11,955	—
12月末日	31,588,177	—	12,168	—

令和 4年 1月末日	29,632,673	—	11,415	—
2月末日	31,660,455	—	12,265	—
3月末日	32,232,282	—	14,455	—
4月末日	30,622,502	—	13,633	—

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	10円
第2計算期間	10円
第3計算期間	10円
第4計算期間	10円
第5計算期間	10円
第6計算期間	10円
第7計算期間	10円
第8計算期間	10円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	8.11
第2計算期間	13.08
第3計算期間	1.57
第4計算期間	51.06
第5計算期間	12.34
第6計算期間	13.11
第7計算期間	16.58
第8計算期間	30.37
第9中間計算期間	22.27

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）メキシコ・ペソコース（1年決算型）】

（１）【投資状況】

令和 4年 4月28日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	41,489,237	98.45

親投資信託受益証券	日本	99,980	0.24
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	555,103	1.31
純資産総額		42,144,320	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年4月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 （１万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末日（平成26年10月14日）	284,673,239	284,931,953	11,003	11,013
第2計算期間末日（平成27年10月14日）	111,673,837	111,770,127	11,598	11,608
第3計算期間末日（平成28年10月14日）	61,139,370	61,217,790	7,796	7,806
第4計算期間末日（平成29年10月16日）	126,074,274	126,185,785	11,306	11,316
第5計算期間末日（平成30年10月15日）	67,454,611	67,509,940	12,191	12,201
第6計算期間末日（令和 1年10月15日）	49,394,059	49,436,863	11,540	11,550
第7計算期間末日（令和 2年10月14日）	45,557,864	45,595,242	12,188	12,198
第8計算期間末日（令和 3年10月14日）	41,698,659	41,723,774	16,603	16,613
令和 3年 4月末日	49,704,631	—	15,577	—
5月末日	50,748,746	—	15,905	—
6月末日	51,476,527	—	16,275	—
7月末日	43,737,451	—	16,010	—
8月末日	43,929,503	—	16,081	—
9月末日	43,255,516	—	17,231	—
10月末日	43,532,111	—	17,336	—
11月末日	39,072,444	—	16,115	—
12月末日	42,477,444	—	17,517	—
令和 4年 1月末日	37,167,798	—	15,326	—
2月末日	38,928,476	—	16,034	—
3月末日	43,716,121	—	18,016	—
4月末日	42,144,320	—	17,372	—

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	10円
第2計算期間	10円

第3計算期間	10円
第4計算期間	10円
第5計算期間	10円
第6計算期間	10円
第7計算期間	10円
第8計算期間	10円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	10.13
第2計算期間	5.49
第3計算期間	32.69
第4計算期間	45.15
第5計算期間	7.91
第6計算期間	5.25
第7計算期間	5.70
第8計算期間	36.30
第9中間計算期間	7.33

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）トルコ・リラコース（１年決算型）】

（１）【投資状況】

令和 4年 4月28日現在
 （単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	81,096,197	98.08
親投資信託受益証券	日本	9,998	0.01
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	1,578,775	1.91
純資産総額		82,684,970	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年4月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日 (平成26年10月14日)	73,294,683	73,365,689	10,322	10,332
第2計算期間末日 (平成27年10月14日)	42,101,930	42,140,013	11,055	11,065
第3計算期間末日 (平成28年10月14日)	24,279,320	24,306,571	8,909	8,919
第4計算期間末日 (平成29年10月16日)	97,592,022	97,677,641	11,398	11,408
第5計算期間末日 (平成30年10月15日)	197,960,304	198,206,215	8,050	8,060
第6計算期間末日 (令和 1年10月15日)	200,158,598	200,380,847	9,006	9,016
第7計算期間末日 (令和 2年10月14日)	132,684,802	132,842,824	8,397	8,407
第8計算期間末日 (令和 3年10月14日)	110,242,216	110,344,425	10,786	10,796
令和 3年 4月末日	134,093,431	—	10,206	—
5月末日	121,684,395	—	10,093	—
6月末日	117,292,919	—	10,183	—
7月末日	115,528,634	—	10,443	—
8月末日	113,607,083	—	10,920	—
9月末日	115,228,813	—	11,276	—
10月末日	102,499,716	—	10,633	—
11月末日	73,801,185	—	7,735	—
12月末日	96,642,239	—	10,070	—
令和 4年 1月末日	80,604,246	—	8,480	—
2月末日	78,155,708	—	8,277	—
3月末日	85,599,420	—	9,065	—
4月末日	82,684,970	—	8,974	—

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	10円
第2計算期間	10円
第3計算期間	10円
第4計算期間	10円
第5計算期間	10円
第6計算期間	10円
第7計算期間	10円
第8計算期間	10円

【収益率の推移】

	収益率(%)
--	--------

第1計算期間	3.32
第2計算期間	7.19
第3計算期間	19.32
第4計算期間	28.05
第5計算期間	29.28
第6計算期間	12.00
第7計算期間	6.65
第8計算期間	28.56
第9中間計算期間	15.85

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ロシア・ルーブルコース（１年決算型）】

（１）【投資状況】

令和 4年 4月28日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	56,314,804	98.24
親投資信託受益証券	日本	10,024	0.02
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	997,588	1.74
純資産総額		57,322,416	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年4月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 （１万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末日（平成26年10月14日）	37,162,966	37,203,057	9,270	9,280
第2計算期間末日（平成27年10月14日）	128,121,398	128,277,488	8,208	8,218
第3計算期間末日（平成28年10月14日）	136,935,477	137,137,726	6,771	6,781
第4計算期間末日（平成29年10月16日）	573,196,396	573,714,268	11,068	11,078
第5計算期間末日（平成30年10月15日）	282,133,831	282,409,679	10,228	10,238
第6計算期間末日（令和 1年10月15日）	254,232,639	254,484,300	10,102	10,112
第7計算期間末日（令和 2年10月14日）	162,064,355	162,231,843	9,676	9,686

第8計算期間末日	(令和 3年10月14日)	79,274,594	79,332,478	13,695	13,705
	令和 3年 4月末日	78,948,973	—	11,912	—
	5月末日	82,172,471	—	12,398	—
	6月末日	84,128,934	—	12,693	—
	7月末日	82,523,757	—	12,450	—
	8月末日	73,325,107	—	12,698	—
	9月末日	80,279,091	—	13,894	—
	10月末日	83,169,830	—	14,387	—
	11月末日	80,748,527	—	13,538	—
	12月末日	83,448,431	—	13,980	—
	令和 4年 1月末日	65,407,354	—	11,821	—
	2月末日	48,642,748	—	11,389	—
	3月末日	50,552,270	—	11,798	—
	4月末日	57,322,416	—	13,378	—

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	10円
第2計算期間	10円
第3計算期間	10円
第4計算期間	10円
第5計算期間	10円
第6計算期間	10円
第7計算期間	10円
第8計算期間	10円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	7.20
第2計算期間	11.34
第3計算期間	17.38
第4計算期間	63.60
第5計算期間	7.49
第6計算期間	1.13
第7計算期間	4.11
第8計算期間	41.63
第9中間計算期間	10.20

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）中国元コース（１年決算型）】

（１）【投資状況】

令和 4年 4月28日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	34,731,569	98.13
親投資信託受益証券	日本	9,998	0.03
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	652,774	1.84
純資産総額		35,394,341	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年4月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 （1万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末日（平成26年10月14日）	189,146,548	189,311,369	11,476	11,486
第2計算期間末日（平成27年10月14日）	71,197,128	71,246,904	14,303	14,313
第3計算期間末日（平成28年10月14日）	43,376,641	43,416,723	10,822	10,832
第4計算期間末日（平成29年10月16日）	24,284,272	24,299,130	16,343	16,353
第5計算期間末日（平成30年10月15日）	26,422,661	26,438,786	16,386	16,396
第6計算期間末日（令和 1年10月15日）	22,363,447	22,378,547	14,810	14,820
第7計算期間末日（令和 2年10月14日）	26,869,741	26,884,684	17,981	17,991
第8計算期間末日（令和 3年10月14日）	35,379,731	35,394,191	24,466	24,476
令和 3年 4月末日	32,080,485	—	22,164	—
5月末日	33,320,445	—	22,981	—
6月末日	33,408,579	—	22,986	—
7月末日	32,896,039	—	22,613	—
8月末日	33,612,698	—	23,086	—
9月末日	36,357,296	—	24,999	—
10月末日	36,384,576	—	25,258	—
11月末日	36,237,868	—	25,140	—
12月末日	37,332,747	—	25,813	—

令和 4年 1月末日	33,065,422	—	22,899	—
2月末日	34,103,748	—	23,617	—
3月末日	36,795,940	—	25,555	—
4月末日	35,394,341	—	24,596	—

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	10円
第2計算期間	10円
第3計算期間	10円
第4計算期間	10円
第5計算期間	10円
第6計算期間	10円
第7計算期間	10円
第8計算期間	10円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	14.86
第2計算期間	24.72
第3計算期間	24.26
第4計算期間	51.10
第5計算期間	0.32
第6計算期間	9.55
第7計算期間	21.47
第8計算期間	36.12
第9中間計算期間	2.73

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）南アフリカ・ランドコース（1年決算型）】

（１）【投資状況】

令和 4年 4月28日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	28,654,900	97.92

親投資信託受益証券	日本	9,998	0.03
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	597,899	2.05
純資産総額		29,262,797	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年4月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 （１万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末日（平成26年10月14日）	10,784,245	10,794,729	10,286	10,296
第2計算期間末日（平成27年10月14日）	11,729,473	11,739,919	11,228	11,238
第3計算期間末日（平成28年10月14日）	8,610,246	8,620,261	8,597	8,607
第4計算期間末日（平成29年10月16日）	18,220,518	18,233,764	13,755	13,765
第5計算期間末日（平成30年10月15日）	20,391,752	20,406,850	13,506	13,516
第6計算期間末日（令和 1年10月15日）	18,456,177	18,470,793	12,627	12,637
第7計算期間末日（令和 2年10月14日）	18,178,783	18,192,600	13,156	13,166
第8計算期間末日（令和 3年10月14日）	31,011,619	31,027,702	19,282	19,292
令和 3年 4月末日	25,710,621	—	18,105	—
5月末日	26,739,639	—	19,129	—
6月末日	25,058,652	—	18,711	—
7月末日	26,379,799	—	18,155	—
8月末日	28,349,217	—	18,356	—
9月末日	32,079,516	—	19,309	—
10月末日	31,395,183	—	19,432	—
11月末日	27,779,857	—	17,977	—
12月末日	28,595,077	—	18,845	—
令和 4年 1月末日	26,654,755	—	17,055	—
2月末日	28,340,338	—	17,957	—
3月末日	32,399,481	—	20,527	—
4月末日	29,262,797	—	18,517	—

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	10円
第2計算期間	10円

第3計算期間	10円
第4計算期間	10円
第5計算期間	10円
第6計算期間	10円
第7計算期間	10円
第8計算期間	10円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	2.96
第2計算期間	9.25
第3計算期間	23.34
第4計算期間	60.11
第5計算期間	1.73
第6計算期間	6.43
第7計算期間	4.26
第8計算期間	46.64
第9中間計算期間	4.34

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（1年決算型）】

（１）【投資状況】

令和 4年 4月28日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	24,388,178	97.89
親投資信託受益証券	日本	10,024	0.04
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	516,278	2.07
純資産総額		24,914,480	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年4月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日 (平成26年10月14日)	20,073,085	20,092,655	10,257	10,267
第2計算期間末日 (平成27年10月14日)	14,368,476	14,379,894	12,584	12,594
第3計算期間末日 (平成28年10月14日)	12,405,685	12,417,112	10,856	10,866
第4計算期間末日 (平成29年10月16日)	23,327,916	23,343,216	15,246	15,256
第5計算期間末日 (平成30年10月15日)	15,475,018	15,485,764	14,400	14,410
第6計算期間末日 (令和 1年10月15日)	15,712,204	15,722,719	14,942	14,952
第7計算期間末日 (令和 2年10月14日)	20,908,209	20,920,574	16,908	16,918
第8計算期間末日 (令和 3年10月14日)	24,671,781	24,682,670	22,656	22,666
令和 3年 4月末日	21,883,095	—	20,486	—
5月末日	22,689,647	—	21,197	—
6月末日	22,805,719	—	21,234	—
7月末日	22,154,504	—	20,637	—
8月末日	22,758,689	—	21,214	—
9月末日	25,097,244	—	23,090	—
10月末日	25,384,471	—	23,292	—
11月末日	25,009,502	—	22,920	—
12月末日	25,909,211	—	23,712	—
令和 4年 1月末日	22,790,696	—	20,829	—
2月末日	23,275,984	—	21,277	—
3月末日	25,323,269	—	23,118	—
4月末日	24,914,480	—	22,731	—

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	10円
第2計算期間	10円
第3計算期間	10円
第4計算期間	10円
第5計算期間	10円
第6計算期間	10円
第7計算期間	10円
第8計算期間	10円

【収益率の推移】

	収益率(%)
--	--------

第1計算期間	2.67
第2計算期間	22.78
第3計算期間	13.65
第4計算期間	40.53
第5計算期間	5.48
第6計算期間	3.83
第7計算期間	13.22
第8計算期間	34.05
第9中間計算期間	0.33

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）マネー・プール・ファンド（１年決算型）】

（１）【投資状況】

令和 4年 4月28日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	1,302,869	98.00
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	26,615	2.00
純資産総額		1,329,484	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年4月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 （１万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末日（平成26年10月14日）	57,679,199	57,679,199	10,001	10,001
第2計算期間末日（平成27年10月14日）	16,016,025	16,016,025	10,007	10,007
第3計算期間末日（平成28年10月14日）	13,003,181	13,003,181	9,999	9,999
第4計算期間末日（平成29年10月16日）	3,576,484	3,576,484	9,995	9,995
第5計算期間末日（平成30年10月15日）	1,614,852	1,614,852	9,990	9,990
第6計算期間末日（令和 1年10月15日）	2,720,834	2,720,834	9,985	9,985
第7計算期間末日（令和 2年10月14日）	1,845,138	1,845,138	9,983	9,983
第8計算期間末日（令和 3年10月14日）	1,329,752	1,329,752	9,976	9,976

令和 3年 4月末日	1,330,034	—	9,978	—
5月末日	1,330,010	—	9,978	—
6月末日	1,329,854	—	9,977	—
7月末日	1,329,815	—	9,977	—
8月末日	1,329,788	—	9,976	—
9月末日	1,329,764	—	9,976	—
10月末日	1,761,819	—	9,976	—
11月末日	1,761,792	—	9,976	—
12月末日	2,045,287	—	9,976	—
令和 4年 1月末日	1,845,740	—	9,976	—
2月末日	1,596,187	—	9,975	—
3月末日	1,329,508	—	9,974	—
4月末日	1,329,484	—	9,974	—

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	0円
第2計算期間	0円
第3計算期間	0円
第4計算期間	0円
第5計算期間	0円
第6計算期間	0円
第7計算期間	0円
第8計算期間	0円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	0.01
第2計算期間	0.05
第3計算期間	0.07
第4計算期間	0.04
第5計算期間	0.05
第6計算期間	0.05
第7計算期間	0.02
第8計算期間	0.07
第9中間計算期間	0.02

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（参考）

マネー・プール マザーファンド

投資状況

令和 4年 4月28日現在

（単位：円）

資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率（％）
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	54,179,131	100.00
純資産総額		54,179,131	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

２【設定及び解約の実績】

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）円コース（１年決算型）】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	5,342,595,630	2,895,085,723	2,447,509,907
第2計算期間	501,121,174	2,095,129,184	853,501,897
第3計算期間	184,808,734	300,777,667	737,532,964
第4計算期間	149,139,450	414,867,409	471,805,005
第5計算期間	302,985,636	326,526,290	448,264,351
第6計算期間	139,485,211	161,363,428	426,386,134
第7計算期間	29,467,266	214,103,798	241,749,602
第8計算期間	181,517	82,747,263	159,183,856
第9中間計算期間	9,289,624	43,655	168,429,825

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）米ドルコース（１年決算型）】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	25,650,760,140	15,081,765,321	10,568,994,819
第2計算期間	5,727,420,878	11,398,026,771	4,898,388,926
第3計算期間	725,850,366	1,814,326,638	3,809,912,654
第4計算期間	1,451,873,163	3,090,787,077	2,170,998,740
第5計算期間	785,153,123	1,395,899,747	1,560,252,116
第6計算期間	191,049,697	451,406,325	1,299,895,488
第7計算期間	2,454,017	476,228,095	826,121,410
第8計算期間	1,107,462	201,746,211	625,482,661
第9中間計算期間	68,966,849	98,223,620	596,225,890

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ユーロコース（１年決算型）】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	871,850,909	655,396,409	216,454,500
第2計算期間	57,021,993	188,669,801	84,806,692
第3計算期間	141,138	49,507,431	35,440,399
第4計算期間	41,971,680	20,415,090	56,996,989
第5計算期間	45,671,469	84,823,042	17,845,416
第6計算期間	7,035	1,037,967	16,814,484
第7計算期間	101,468	1,034,664	15,881,288
第8計算期間	4,692,449	11,342,518	9,231,219

第9中間計算期間	138,104	372,529	8,996,794
----------	---------	---------	-----------

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）豪ドルコース（１年決算型）】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	452,996,075	286,429,052	166,567,023
第2計算期間	78,837,734	166,218,958	79,185,799
第3計算期間	130,685,987	47,799,052	162,072,734
第4計算期間	90,060,688	161,213,592	90,919,830
第5計算期間	19,008,479	38,073,607	71,854,702
第6計算期間	187,033	33,385,568	38,656,167
第7計算期間	41,734	11,637,847	27,060,054
第8計算期間	832,007	12,205,858	15,686,203
第9中間計算期間	71,659	241,699	15,516,163

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ブラジル・リアルコース（１年決算型）】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	1,620,108,543	1,384,505,244	235,603,299
第2計算期間	248,730,709	289,769,623	194,564,385
第3計算期間	19,670,034	51,619,192	162,615,227
第4計算期間	704,756,009	769,578,731	97,792,505
第5計算期間	60,114,646	55,348,674	102,558,477
第6計算期間	353,897	47,176,416	55,735,958
第7計算期間	404,046	6,783,391	49,356,613
第8計算期間	884,974	21,955,890	28,285,697
第9中間計算期間	350,606	6,246,905	22,389,398

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）メキシコ・ペソコース（１年決算型）】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	906,065,496	647,350,649	258,714,847
第2計算期間	40,165,497	202,590,017	96,290,327
第3計算期間	1,249,048	19,118,655	78,420,720
第4計算期間	158,634,025	125,543,418	111,511,327
第5計算期間	488,316	56,669,939	55,329,704
第6計算期間	961,469	13,486,895	42,804,278
第7計算期間	3,035,440	8,460,789	37,378,929
第8計算期間	774,279	13,038,038	25,115,170
第9中間計算期間	71,928	919,630	24,267,468

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）トルコ・リラコース（１年決算型）】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	139,639,286	68,632,316	71,006,970
第2計算期間	2,438,343	35,361,953	38,083,360
第3計算期間	9,776,116	20,607,497	27,251,979
第4計算期間	188,049,619	129,681,863	85,619,735
第5計算期間	192,735,596	32,444,215	245,911,116
第6計算期間	45,076,327	68,738,212	222,249,231
第7計算期間	655,970	64,882,282	158,022,919
第8計算期間	7,711,713	63,524,682	102,209,950
第9中間計算期間	2,622,743	12,698,831	92,133,862

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ロシア・ルーブルコース（１年決算型）】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	106,989,077	66,897,832	40,091,245
第2計算期間	444,828,310	328,828,875	156,090,680
第3計算期間	118,698,935	72,539,910	202,249,705
第4計算期間	1,605,495,484	1,289,873,094	517,872,095
第5計算期間	212,434,098	454,457,434	275,848,759
第6計算期間	850,695	25,037,747	251,661,707
第7計算期間	11,323,625	95,496,750	167,488,582
第8計算期間	399,260	110,002,916	57,884,926
第9中間計算期間	2,997,626	18,034,768	42,847,784

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）中国元コース（１年決算型）】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	442,213,403	277,391,743	164,821,660
第2計算期間	40,918,056	155,963,613	49,776,103
第3計算期間	2,485,495	12,179,521	40,082,077
第4計算期間	497,971	25,721,147	14,858,901
第5計算期間	3,401,071	2,134,677	16,125,295
第6計算期間	78,975	1,104,089	15,100,181
第7計算期間	149,688	306,088	14,943,781
第8計算期間	519,302	1,002,419	14,460,664
第9中間計算期間	107,957	180,778	14,387,843

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）南アフリカ・ランドコース（１年決算型）】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	11,648,087	1,163,355	10,484,732
第2計算期間	18,966,567	19,004,667	10,446,632
第3計算期間	1,476	432,737	10,015,371
第4計算期間	6,296,830	3,065,265	13,246,936
第5計算期間	4,683,822	2,832,601	15,098,157
第6計算期間	674,505	1,156,233	14,616,429
第7計算期間	1,431,615	2,230,559	13,817,485
第8計算期間	11,820,644	9,554,622	16,083,507
第9中間計算期間	1,191,781	1,483,330	15,791,958

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（１年決算型）】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	105,756,077	86,185,160	19,570,917
第2計算期間	1,386,273	9,539,026	11,418,164
第3計算期間	42,464	33,444	11,427,184
第4計算期間	5,382,239	1,508,504	15,300,919
第5計算期間	2,853,908	7,408,653	10,746,174
第6計算期間	31,525	262,490	10,515,209
第7計算期間	2,443,413	592,626	12,365,996
第8計算期間	832,861	2,309,044	10,889,813
第9中間計算期間	102,224	34,198	10,957,839

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）マネー・プール・ファンド（１年決算型）】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	330,548,622	272,876,841	57,671,781
第2計算期間	239,068,156	280,735,736	16,004,201
第3計算期間	8,230,908	11,230,908	13,004,201
第4計算期間	6,646,245	16,072,064	3,578,382
第5計算期間	23,550,190	25,512,078	1,616,494
第6計算期間	3,016,702	1,908,226	2,724,970
第7計算期間	1,852,730	2,729,493	1,848,207
第8計算期間	51,074,687	51,589,956	1,332,938
第9中間計算期間	717,322	717,322	1,332,938

3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- 2 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（令和3年10月15日から令和4年4月14日まで）の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により中間監査を受けております。

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）円コース（１年決算型）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第8期 [令和 3年10月14日現在]	第9期中間計算期間末 [令和 4年 4月14日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	4,690,298	6,853,529
投資信託受益証券	272,743,063	258,122,083
親投資信託受益証券	99,990	99,980
流動資産合計	277,533,351	265,075,592
資産合計	277,533,351	265,075,592
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	159,183	-
未払解約金	10,010	190
未払受託者報酬	46,227	44,465
未払委託者報酬	1,617,733	1,556,015
未払利息	6	2
その他未払費用	6,099	5,867
流動負債合計	1,839,258	1,606,539
負債合計	1,839,258	1,606,539
純資産の部		
元本等		
元本	159,183,856	168,429,825
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	116,510,237	95,039,228
（分配準備積立金）	75,602,348	75,581,638
元本等合計	275,694,093	263,469,053
純資産合計	275,694,093	263,469,053
負債純資産合計	277,533,351	265,075,592

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第8期中間計算期間 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年 4月14日	第9期中間計算期間 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年 4月14日
営業収益		
配当株式	2,146,052	2,232,809
受取利息	4	5
有価証券売買等損益	45,944,388	27,892,174
営業収益合計	48,090,444	25,659,360
営業費用		
支払利息	457	408
受託者報酬	51,868	44,465
委託者報酬	1,815,502	1,556,015
その他費用	6,858	5,867
営業費用合計	1,874,685	1,606,755
営業利益又は営業損失（ ）	46,215,759	27,266,115
経常利益又は経常損失（ ）	46,215,759	27,266,115
中間純利益又は中間純損失（ ）	46,215,759	27,266,115
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	5,900,681	1,326
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	111,494,574	116,510,237
剰余金増加額又は欠損金減少額	50,611	5,828,378
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	50,611	5,828,378
剰余金減少額又は欠損金増加額	29,474,896	31,946
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	29,474,896	31,946
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	122,385,367	95,039,228

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
-------------------	---

（中間貸借対照表に関する注記）

	第8期 [令和 3年10月14日現在]	第9期中間計算期間末 [令和 4年 4月14日現在]
１．期首元本額	241,749,602円	159,183,856円
期中追加設定元本額	181,517円	9,289,624円
期中一部解約元本額	82,747,263円	43,655円
２．受益権の総数	159,183,856口	168,429,825口

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第8期中間計算期間 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年 4月14日	第9期中間計算期間 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年 4月14日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区分	第8期 [令和 3年10月14日現在]	第9期中間計算期間末 [令和 4年 4月14日現在]
１．中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありせん。	同左
２．時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品	（１）有価証券 同左 （２）デリバティブ取引 同左 （３）上記以外の金融商品

区分	第8期 [令和 3年10月14日現在]	第9期中間計算期間末 [令和 4年 4月14日現在]
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左 同左

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	第8期 [令和 3年10月14日現在]	第9期中間計算期間末 [令和 4年 4月14日現在]
1口当たり純資産額	1.7319円	1.5643円
(1万口当たり純資産額)	(17,319円)	(15,643円)

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）米ドルコース（１年決算型）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第8期 [令和 3年10月14日現在]	第9期中間計算期間末 [令和 4年 4月14日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	24,047,366	53,851,995
投資信託受益証券	1,256,684,854	1,210,262,694
親投資信託受益証券	99,990	99,980
未収入金	24,491,496	-
流動資産合計	1,305,323,706	1,264,214,669
資産合計	1,305,323,706	1,264,214,669
負債の部		
流動負債		
未払金	-	22,055,581
未払収益分配金	625,482	-
未払解約金	95	104
未払受託者報酬	208,431	198,391
未払委託者報酬	7,295,023	6,943,707
未払利息	33	20
その他未払費用	27,724	26,391
流動負債合計	8,156,788	29,224,194
負債合計	8,156,788	29,224,194
純資産の部		
元本等		
元本	625,482,661	596,225,890
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	671,684,257	638,764,585
（分配準備積立金）	446,448,193	377,984,969
元本等合計	1,297,166,918	1,234,990,475
純資産合計	1,297,166,918	1,234,990,475
負債純資産合計	1,305,323,706	1,264,214,669

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第8期中間計算期間 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年 4月14日	第9期中間計算期間 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年 4月14日
営業収益		
配当株式	9,824,493	11,644,257
受取利息	24	23
有価証券売買等損益	218,469,910	2,679,650
営業収益合計	228,294,427	8,964,630
営業費用		
支払利息	2,016	2,508
受託者報酬	203,772	198,391
委託者報酬	7,131,906	6,943,707
その他費用	27,108	26,391
営業費用合計	7,364,802	7,170,997
営業利益又は営業損失（ ）	220,929,625	1,793,633
経常利益又は経常損失（ ）	220,929,625	1,793,633
中間純利益又は中間純損失（ ）	220,929,625	1,793,633
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	12,374,834	4,597,595
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	515,653,950	671,684,257
剰余金増加額又は欠損金減少額	263,540	75,477,128
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	263,540	75,477,128
剰余金減少額又は欠損金増加額	109,029,772	105,592,838
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	109,029,772	105,592,838
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	615,442,509	638,764,585

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
-------------------	---

（中間貸借対照表に関する注記）

	第8期 [令和 3年10月14日現在]	第9期中間計算期間末 [令和 4年 4月14日現在]
１．期首元本額	826,121,410円	625,482,661円
期中追加設定元本額	1,107,462円	68,966,849円
期中一部解約元本額	201,746,211円	98,223,620円
２．受益権の総数	625,482,661口	596,225,890口

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第8期中間計算期間 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年 4月14日	第9期中間計算期間 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年 4月14日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区分	第8期 [令和 3年10月14日現在]	第9期中間計算期間末 [令和 4年 4月14日現在]
１．中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありせん。	同左
２．時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品	（１）有価証券 同左 （２）デリバティブ取引 同左 （３）上記以外の金融商品

区分	第8期 [令和 3年10月14日現在]	第9期中間計算期間末 [令和 4年 4月14日現在]
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左 同左

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	第8期 [令和 3年10月14日現在]	第9期中間計算期間末 [令和 4年 4月14日現在]
1口当たり純資産額	2.0739円	2.0713円
(1万口当たり純資産額)	(20,739円)	(20,713円)

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ユーロコース（１年決算型）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第8期 [令和 3年10月14日現在]	第9期中間計算期間末 [令和 4年 4月14日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	290,609	333,617
投資信託受益証券	14,002,046	12,655,632
親投資信託受益証券	9,998	9,997
流動資産合計	14,302,653	12,999,246
資産合計	14,302,653	12,999,246
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	9,231	-
未払解約金	-	21
未払受託者報酬	2,080	2,239
未払委託者報酬	73,004	78,252
その他未払費用	215	226
流動負債合計	84,530	80,738
負債合計	84,530	80,738
純資産の部		
元本等		
元本	9,231,219	8,996,794
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	4,986,904	3,921,714
（分配準備積立金）	1,418,697	1,361,769
元本等合計	14,218,123	12,918,508
純資産合計	14,218,123	12,918,508
負債純資産合計	14,302,653	12,999,246

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第8期中間計算期間 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年 4月14日	第9期中間計算期間 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年 4月14日
営業収益		
配当株式	90,164	78,712
有価証券売買等損益	4,022,214	945,153
営業収益合計	4,112,378	866,441
営業費用		
支払利息	1	-
受託者報酬	3,479	2,239
委託者報酬	121,663	78,252
その他費用	391	226
営業費用合計	125,534	80,717
営業利益又は営業損失（ ）	3,986,844	947,158
経常利益又は経常損失（ ）	3,986,844	947,158
中間純利益又は中間純損失（ ）	3,986,844	947,158
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	1,906,035	16,693
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	3,928,762	4,986,904
剰余金増加額又は欠損金減少額	26,252	66,393
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	26,252	66,393
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,882,360	201,118
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,882,360	201,118
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	4,153,463	3,921,714

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
-------------------	---

（中間貸借対照表に関する注記）

	第8期 [令和 3年10月14日現在]	第9期中間計算期間末 [令和 4年 4月14日現在]
１．期首元本額	15,881,288円	9,231,219円
期中追加設定元本額	4,692,449円	138,104円
期中一部解約元本額	11,342,518円	372,529円
２．受益権の総数	9,231,219口	8,996,794口

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第8期中間計算期間 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年 4月14日	第9期中間計算期間 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年 4月14日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区分	第8期 [令和 3年10月14日現在]	第9期中間計算期間末 [令和 4年 4月14日現在]
１．中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありせん。	同左
２．時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品	（１）有価証券 同左 （２）デリバティブ取引 同左 （３）上記以外の金融商品

区分	第8期 [令和 3年10月14日現在]	第9期中間計算期間末 [令和 4年 4月14日現在]
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左 同左

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	第8期 [令和 3年10月14日現在]	第9期中間計算期間末 [令和 4年 4月14日現在]
1口当たり純資産額	1.5402円	1.4359円
(1万口当たり純資産額)	(15,402円)	(14,359円)

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）豪ドルコース（１年決算型）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第8期 [令和 3年10月14日現在]	第9期中間計算期間末 [令和 4年 4月14日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	426,457	528,219
投資信託受益証券	24,341,539	23,863,421
親投資信託受益証券	99,990	99,980
流動資産合計	24,867,986	24,491,620
資産合計	24,867,986	24,491,620
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	15,686	-
未払解約金	6	34
未払受託者報酬	4,067	3,947
未払委託者報酬	142,100	138,287
その他未払費用	465	460
流動負債合計	162,324	142,728
負債合計	162,324	142,728
純資産の部		
元本等		
元本	15,686,203	15,516,163
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	9,019,459	8,832,729
（分配準備積立金）	8,046,394	7,922,542
元本等合計	24,705,662	24,348,892
純資産合計	24,705,662	24,348,892
負債純資産合計	24,867,986	24,491,620

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第8期中間計算期間 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年 4月14日	第9期中間計算期間 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年 4月14日
営業収益		
配当株式	213,879	213,080
有価証券売買等損益	7,204,315	168,384
営業収益合計	7,418,194	44,696
営業費用		
支払利息	9	-
受託者報酬	4,797	3,947
委託者報酬	168,059	138,287
その他費用	591	460
営業費用合計	173,456	142,694
営業利益又は営業損失（ ）	7,244,738	97,998
経常利益又は経常損失（ ）	7,244,738	97,998
中間純利益又は中間純損失（ ）	7,244,738	97,998
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	1,706,930	16,127
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	5,651,042	9,019,459
剰余金増加額又は欠損金減少額	244,684	34,115
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	244,684	34,115
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,141,404	138,974
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,141,404	138,974
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	9,292,130	8,832,729

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
-------------------	---

（中間貸借対照表に関する注記）

	第8期 [令和 3年10月14日現在]	第9期中間計算期間末 [令和 4年 4月14日現在]
１．期首元本額	27,060,054円	15,686,203円
期中追加設定元本額	832,007円	71,659円
期中一部解約元本額	12,205,858円	241,699円
２．受益権の総数	15,686,203口	15,516,163口

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第8期中間計算期間 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年 4月14日	第9期中間計算期間 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年 4月14日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区分	第8期 [令和 3年10月14日現在]	第9期中間計算期間末 [令和 4年 4月14日現在]
１．中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありせん。	同左
２．時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品	（１）有価証券 同左 （２）デリバティブ取引 同左 （３）上記以外の金融商品

区分	第8期 [令和 3年10月14日現在]	第9期中間計算期間末 [令和 4年 4月14日現在]
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左 同左

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	第8期 [令和 3年10月14日現在]	第9期中間計算期間末 [令和 4年 4月14日現在]
1口当たり純資産額	1.5750円	1.5693円
(1万口当たり純資産額)	(15,750円)	(15,693円)

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ブラジル・リアルコース（１年決算型）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第8期 [令和 3年10月14日現在]	第9期中間計算期間末 [令和 4年 4月14日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	866,148	739,449
投資信託受益証券	32,854,110	31,865,117
親投資信託受益証券	99,990	99,980
流動資産合計	33,820,248	32,704,546
資産合計	33,820,248	32,704,546
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	28,285	-
未払解約金	283	59,274
未払受託者報酬	7,171	5,243
未払委託者報酬	250,739	183,457
未払利息	1	-
その他未払費用	901	622
流動負債合計	287,380	248,596
負債合計	287,380	248,596
純資産の部		
元本等		
元本	28,285,697	22,389,398
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	5,247,171	10,066,552
（分配準備積立金）	9,403,133	7,335,011
元本等合計	33,532,868	32,455,950
純資産合計	33,532,868	32,455,950
負債純資産合計	33,820,248	32,704,546

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第8期中間計算期間 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年 4月14日	第9期中間計算期間 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年 4月14日
営業収益		
配当株式	542,695	1,570,854
有価証券売買等損益	6,274,782	5,551,752
営業収益合計	6,817,477	7,122,606
営業費用		
支払利息	17	7
受託者報酬	6,695	5,243
委託者報酬	234,389	183,457
その他費用	815	622
営業費用合計	241,916	189,329
営業利益又は営業損失（ ）	6,575,561	6,933,277
経常利益又は経常損失（ ）	6,575,561	6,933,277
中間純利益又は中間純損失（ ）	6,575,561	6,933,277
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	805,212	1,080,429
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	4,435,239	5,247,171
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,017,803	126,663
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,017,803	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	126,663
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,908	1,160,130
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	1,160,130
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,908	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	2,350,005	10,066,552

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
-------------------	---

（中間貸借対照表に関する注記）

	第8期 [令和 3年10月14日現在]	第9期中間計算期間末 [令和 4年 4月14日現在]
１．期首元本額	49,356,613円	28,285,697円
期中追加設定元本額	884,974円	350,606円
期中一部解約元本額	21,955,890円	6,246,905円
２．受益権の総数	28,285,697口	22,389,398口

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第8期中間計算期間 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年 4月14日	第9期中間計算期間 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年 4月14日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区分	第8期 [令和 3年10月14日現在]	第9期中間計算期間末 [令和 4年 4月14日現在]
１．中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありせん。	同左
２．時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品	（１）有価証券 同左 （２）デリバティブ取引 同左 （３）上記以外の金融商品

区分	第8期 [令和 3年10月14日現在]	第9期中間計算期間末 [令和 4年 4月14日現在]
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左 同左

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	第8期 [令和 3年10月14日現在]	第9期中間計算期間末 [令和 4年 4月14日現在]
1口当たり純資産額	1.1855円	1.4496円
(1万口当たり純資産額)	(11,855円)	(14,496円)

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）メキシコ・ペソコース（１年決算型）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第8期 [令和 3年10月14日現在]	第9期中間計算期間末 [令和 4年 4月14日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	832,155	831,483
投資信託受益証券	41,071,260	42,555,852
親投資信託受益証券	99,990	99,980
流動資産合計	42,003,405	43,487,315
資産合計	42,003,405	43,487,315
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	25,115	-
未払解約金	9	100
未払受託者報酬	7,740	6,727
未払委託者報酬	270,899	235,513
未払利息	1	-
その他未払費用	982	841
流動負債合計	304,746	243,181
負債合計	304,746	243,181
純資産の部		
元本等		
元本	25,115,170	24,267,468
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	16,583,489	18,976,666
（分配準備積立金）	16,085,549	15,496,776
元本等合計	41,698,659	43,244,134
純資産合計	41,698,659	43,244,134
負債純資産合計	42,003,405	43,487,315

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第8期中間計算期間 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年 4月14日	第9期中間計算期間 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年 4月14日
営業収益		
配当株式	1,280,446	1,616,121
有価証券売買等損益	11,304,921	1,634,585
営業収益合計	12,585,367	3,250,706
営業費用		
支払利息	19	19
受託者報酬	7,890	6,727
委託者報酬	276,089	235,513
その他費用	985	841
営業費用合計	284,983	243,100
営業利益又は営業損失（ ）	12,300,384	3,007,606
経常利益又は経常損失（ ）	12,300,384	3,007,606
中間純利益又は中間純損失（ ）	12,300,384	3,007,606
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	1,115,695	54,818
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	8,178,935	16,583,489
剰余金増加額又は欠損金減少額	277,222	47,615
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	277,222	47,615
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,330,118	607,226
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,330,118	607,226
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	18,310,728	18,976,666

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
-------------------	---

（中間貸借対照表に関する注記）

	第8期 [令和 3年10月14日現在]	第9期中間計算期間末 [令和 4年 4月14日現在]
１．期首元本額	37,378,929円	25,115,170円
期中追加設定元本額	774,279円	71,928円
期中一部解約元本額	13,038,038円	919,630円
２．受益権の総数	25,115,170口	24,267,468口

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第8期中間計算期間 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年 4月14日	第9期中間計算期間 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年 4月14日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区分	第8期 [令和 3年10月14日現在]	第9期中間計算期間末 [令和 4年 4月14日現在]
１．中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありせん。	同左
２．時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品	（１）有価証券 同左 （２）デリバティブ取引 同左 （３）上記以外の金融商品

区分	第8期 [令和 3年10月14日現在]	第9期中間計算期間末 [令和 4年 4月14日現在]
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左 同左

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	第8期 [令和 3年10月14日現在]	第9期中間計算期間末 [令和 4年 4月14日現在]
1口当たり純資産額	1.6603円	1.7820円
(1万口当たり純資産額)	(16,603円)	(17,820円)

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）トルコ・リラコース（１年決算型）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第8期 [令和 3年10月14日現在]	第9期中間計算期間末 [令和 4年 4月14日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,338,454	4,286,641
投資信託受益証券	108,706,331	81,990,171
親投資信託受益証券	9,999	9,998
流動資産合計	111,054,784	86,286,810
資産合計	111,054,784	86,286,810
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	102,209	-
未払解約金	-	2,159,090
未払受託者報酬	19,662	14,156
未払委託者報酬	688,135	495,525
未払利息	3	1
その他未払費用	2,559	1,834
流動負債合計	812,568	2,670,606
負債合計	812,568	2,670,606
純資産の部		
元本等		
元本	102,209,950	92,133,862
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	8,032,266	8,517,658
（分配準備積立金）	61,713,903	54,119,912
元本等合計	110,242,216	83,616,204
純資産合計	110,242,216	83,616,204
負債純資産合計	111,054,784	86,286,810

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第8期中間計算期間 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年 4月14日	第9期中間計算期間 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年 4月14日
営業収益		
配当株式	11,296,766	12,185,673
受取利息	1	1
有価証券売買等損益	20,073,375	28,012,557
営業収益合計	31,370,142	15,826,883
営業費用		
支払利息	115	107
受託者報酬	24,055	14,156
委託者報酬	841,859	495,525
その他費用	3,144	1,834
営業費用合計	869,173	511,622
営業利益又は営業損失（ ）	30,500,969	16,338,505
経常利益又は経常損失（ ）	30,500,969	16,338,505
中間純利益又は中間純損失（ ）	30,500,969	16,338,505
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	1,543,160	1,063,424
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	25,338,117	8,032,266
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,197,129	-
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,197,129	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	52,344	1,274,843
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	974,763
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	52,344	300,080
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	5,764,477	8,517,658

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
-------------------	---

（中間貸借対照表に関する注記）

	第8期 [令和 3年10月14日現在]	第9期中間計算期間末 [令和 4年 4月14日現在]
１．期首元本額	158,022,919円	102,209,950円
期中追加設定元本額	7,711,713円	2,622,743円
期中一部解約元本額	63,524,682円	12,698,831円
２．元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	—円	8,517,658円
３．受益権の総数	102,209,950口	92,133,862口

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第8期中間計算期間 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年 4月14日	第9期中間計算期間 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年 4月14日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区分	第8期 [令和 3年10月14日現在]	第9期中間計算期間末 [令和 4年 4月14日現在]
１．中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
２．時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引	（１）有価証券 同左 （２）デリバティブ取引

区分	第8期 [令和 3年10月14日現在]	第9期中間計算期間末 [令和 4年 4月14日現在]
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左 (3) 上記以外の金融商品 同左 同左

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（ 1 口当たり情報 ）

	第8期 [令和 3年10月14日現在]	第9期中間計算期間末 [令和 4年 4月14日現在]
1口当たり純資産額	1.0786円	0.9076円
(1万口当たり純資産額)	(10,786円)	(9,076円)

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ロシア・ルーブルコース（１年決算型）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第8期 [令和 3年10月14日現在]	第9期中間計算期間末 [令和 4年 4月14日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,813,049	1,429,888
投資信託受益証券	77,987,606	51,655,856
親投資信託受益証券	10,025	10,024
流動資産合計	79,810,680	53,095,768
資産合計	79,810,680	53,095,768
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	57,884	-
未払受託者報酬	13,235	11,285
未払委託者報酬	463,269	394,835
未払利息	2	-
その他未払費用	1,696	1,447
流動負債合計	536,086	407,567
負債合計	536,086	407,567
純資産の部		
元本等		
元本	57,884,926	42,847,784
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	21,389,668	9,840,417
（分配準備積立金）	23,572,693	16,559,969
元本等合計	79,274,594	52,688,201
純資産合計	79,274,594	52,688,201
負債純資産合計	79,810,680	53,095,768

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第8期中間計算期間 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年 4月14日	第9期中間計算期間 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年 4月14日
営業収益		
配当株式	2,089,170	4,359,767
受取利息	-	1
有価証券売買等損益	12,561,525	11,538,704
営業収益合計	14,650,695	7,178,936
営業費用		
支払利息	137	108
受託者報酬	13,379	11,285
委託者報酬	468,217	394,835
その他費用	1,725	1,447
営業費用合計	483,458	407,675
営業利益又は営業損失（ ）	14,167,237	7,586,611
経常利益又は経常損失（ ）	14,167,237	7,586,611
中間純利益又は中間純損失（ ）	14,167,237	7,586,611
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	421,672	1,588,191
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	5,424,227	21,389,668
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,296,853	1,148,525
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,282,257	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	14,596	1,148,525
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	6,699,356
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	6,699,356
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	11,618,191	9,840,417

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
-------------------	---

（中間貸借対照表に関する注記）

	第8期 [令和 3年10月14日現在]	第9期中間計算期間末 [令和 4年 4月14日現在]
１．期首元本額	167,488,582円	57,884,926円
期中追加設定元本額	399,260円	2,997,626円
期中一部解約元本額	110,002,916円	18,034,768円
２．受益権の総数	57,884,926口	42,847,784口

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第8期中間計算期間 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年 4月14日	第9期中間計算期間 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年 4月14日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区分	第8期 [令和 3年10月14日現在]	第9期中間計算期間末 [令和 4年 4月14日現在]
１．中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありせん。	同左
２．時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品	（１）有価証券 同左 （２）デリバティブ取引 同左 （３）上記以外の金融商品

区分	第8期 [令和 3年10月14日現在]	第9期中間計算期間末 [令和 4年 4月14日現在]
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左 同左

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	第8期 [令和 3年10月14日現在]	第9期中間計算期間末 [令和 4年 4月14日現在]
1口当たり純資産額	1.3695円	1.2297円
(1万口当たり純資産額)	(13,695円)	(12,297円)

（追加情報）

第8期中間計算期間 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年 4月14日	第9期中間計算期間 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年 4月14日
—	当ファンドが投資する外国投資信託「ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド（ＲＵＢクラス）」は、円売り／ロシアルーブル買いの為替取引を行います。為替取引には、外国為替予約取引及び直物為替先渡取引（NDF）等を活用しております。令和 4年 2月24日に発生したロシアのウクライナ侵攻による当ファンドへの影響は以下の通りです。 ロシアが、令和 4年 2月24日に首都キーウを含むウクライナ国内の複数の都市への軍事侵攻に踏み切って以降、期末日時点においてロシア軍とウクライナ軍の戦闘が続いております。 当ファンドは今般のロシア情勢緊迫化によるNDFマーケットの流動性の枯渇が顕在化したため、令和 4年 3月 2日から設定・解約の申込み受付を停止いたしました。期末日時点においても当該取り扱いを継続しておりましたが、NDFマーケットの流動性の改善により令和 4年 5月11日より解約の申込み受付は再開しております。 今後、市場の流動性に変化があれば、状況を総合的に判断の上、設定の申込み受付を再開もしくは解約の申込み受付を再び停止させる可能性もあります。

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）中国元コース（１年決算型）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第8期 [令和 3年10月14日現在]	第9期中間計算期間末 [令和 4年 4月14日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	868,175	875,881
投資信託受益証券	34,683,829	35,488,499
親投資信託受益証券	9,999	9,998
未収入金	361,762	-
流動資産合計	35,923,765	36,374,378
資産合計	35,923,765	36,374,378
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	14,460	-
未払解約金	329,350	170
未払受託者報酬	5,544	5,875
未払委託者報酬	194,001	205,789
未払利息	1	-
その他未払費用	678	737
流動負債合計	544,034	212,571
負債合計	544,034	212,571
純資産の部		
元本等		
元本	14,460,664	14,387,843
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	20,919,067	21,773,964
（分配準備積立金）	15,750,113	15,554,105
元本等合計	35,379,731	36,161,807
純資産合計	35,379,731	36,161,807
負債純資産合計	35,923,765	36,374,378

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第8期中間計算期間 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年 4月14日	第9期中間計算期間 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年 4月14日
営業収益		
配当株式	567,446	946,705
有価証券売買等損益	5,937,784	220,450
営業収益合計	6,505,230	1,167,155
営業費用		
支払利息	4	6
受託者報酬	4,852	5,875
委託者報酬	170,005	205,789
その他費用	581	737
営業費用合計	175,442	212,407
営業利益又は営業損失（ ）	6,329,788	954,748
経常利益又は経常損失（ ）	6,329,788	954,748
中間純利益又は中間純損失（ ）	6,329,788	954,748
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	124,815	391
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	11,925,960	20,919,067
剰余金増加額又は欠損金減少額	212,770	161,272
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	212,770	161,272
剰余金減少額又は欠損金増加額	538,656	261,514
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	538,656	261,514
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	17,805,047	21,773,964

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
-------------------	---

（中間貸借対照表に関する注記）

	第8期 [令和 3年10月14日現在]	第9期中間計算期間末 [令和 4年 4月14日現在]
１．期首元本額	14,943,781円	14,460,664円
期中追加設定元本額	519,302円	107,957円
期中一部解約元本額	1,002,419円	180,778円
２．受益権の総数	14,460,664口	14,387,843口

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第8期中間計算期間 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年 4月14日	第9期中間計算期間 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年 4月14日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区分	第8期 [令和 3年10月14日現在]	第9期中間計算期間末 [令和 4年 4月14日現在]
１．中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありせん。	同左
２．時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品	（１）有価証券 同左 （２）デリバティブ取引 同左 （３）上記以外の金融商品

区分	第8期 [令和 3年10月14日現在]	第9期中間計算期間末 [令和 4年 4月14日現在]
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左 同左

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	第8期 [令和 3年10月14日現在]	第9期中間計算期間末 [令和 4年 4月14日現在]
1口当たり純資産額	2,446円	2,513円
(1万口当たり純資産額)	(24,466円)	(25,134円)

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）南アフリカ・ランドコース（１年決算型）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第8期 [令和 3年10月14日現在]	第9期中間計算期間末 [令和 4年 4月14日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	733,303	764,555
投資信託受益証券	30,470,055	31,174,193
親投資信託受益証券	9,999	9,998
流動資産合計	31,213,357	31,948,746
資産合計	31,213,357	31,948,746
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	16,083	-
未払解約金	18,774	102
未払受託者報酬	4,621	4,828
未払委託者報酬	161,687	169,067
未払利息	1	-
その他未払費用	572	580
流動負債合計	201,738	174,577
負債合計	201,738	174,577
純資産の部		
元本等		
元本	16,083,507	15,791,958
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	14,928,112	15,982,211
（分配準備積立金）	5,028,325	4,572,557
元本等合計	31,011,619	31,774,169
純資産合計	31,011,619	31,774,169
負債純資産合計	31,213,357	31,948,746

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第8期中間計算期間 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年 4月14日	第9期中間計算期間 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年 4月14日
営業収益		
配当株式	664,475	989,612
有価証券売買等損益	6,004,828	640,835
営業収益合計	6,669,303	1,630,447
営業費用		
支払利息	-	12
受託者報酬	3,598	4,828
委託者報酬	125,755	169,067
その他費用	416	580
営業費用合計	129,769	174,487
営業利益又は営業損失（ ）	6,539,534	1,455,960
経常利益又は経常損失（ ）	6,539,534	1,455,960
中間純利益又は中間純損失（ ）	6,539,534	1,455,960
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	1,271,246	4,614
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	4,361,298	14,928,112
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,285,512	969,198
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,285,512	969,198
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,651,985	1,375,673
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,651,985	1,375,673
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	11,263,113	15,982,211

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
-------------------	---

（中間貸借対照表に関する注記）

	第8期 [令和 3年10月14日現在]	第9期中間計算期間末 [令和 4年 4月14日現在]
１．期首元本額	13,817,485円	16,083,507円
期中追加設定元本額	11,820,644円	1,191,781円
期中一部解約元本額	9,554,622円	1,483,330円
２．受益権の総数	16,083,507口	15,791,958口

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第8期中間計算期間 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年 4月14日	第9期中間計算期間 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年 4月14日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区分	第8期 [令和 3年10月14日現在]	第9期中間計算期間末 [令和 4年 4月14日現在]
１．中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありせん。	同左
２．時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品	（１）有価証券 同左 （２）デリバティブ取引 同左 （３）上記以外の金融商品

区分	第8期 [令和 3年10月14日現在]	第9期中間計算期間末 [令和 4年 4月14日現在]
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左 同左

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	第8期 [令和 3年10月14日現在]	第9期中間計算期間末 [令和 4年 4月14日現在]
1口当たり純資産額	1.9282円	2.0120円
(1万口当たり純資産額)	(19,282円)	(20,120円)

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（１年決算型）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第8期 [令和 3年10月14日現在]	第9期中間計算期間末 [令和 4年 4月14日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	660,783	668,316
投資信託受益証券	24,149,589	24,378,793
親投資信託受益証券	10,025	10,024
流動資産合計	24,820,397	25,057,133
資産合計	24,820,397	25,057,133
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	10,889	-
未払解約金	684	252
未払受託者報酬	3,806	4,061
未払委託者報酬	132,804	142,053
その他未払費用	433	491
流動負債合計	148,616	146,857
負債合計	148,616	146,857
純資産の部		
元本等		
元本	10,889,813	10,957,839
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	13,781,968	13,952,437
（分配準備積立金）	9,765,418	9,734,923
元本等合計	24,671,781	24,910,276
純資産合計	24,671,781	24,910,276
負債純資産合計	24,820,397	25,057,133

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第8期中間計算期間 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年 4月14日	第9期中間計算期間 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年 4月14日
営業収益		
配当株式	525,813	597,871
有価証券売買等損益	3,729,046	368,668
営業収益合計	4,254,859	229,203
営業費用		
支払利息	2	7
受託者報酬	3,422	4,061
委託者報酬	119,598	142,053
その他費用	396	491
営業費用合計	123,418	146,612
営業利益又は営業損失（ ）	4,131,441	82,591
経常利益又は経常損失（ ）	4,131,441	82,591
中間純利益又は中間純損失（ ）	4,131,441	82,591
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	221,936	1,057
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	8,542,213	13,781,968
剰余金増加額又は欠損金減少額	342,949	130,068
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	342,949	130,068
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,434,873	43,247
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,434,873	43,247
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	11,359,794	13,952,437

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
-------------------	---

（中間貸借対照表に関する注記）

	第8期 [令和 3年10月14日現在]	第9期中間計算期間末 [令和 4年 4月14日現在]
１．期首元本額	12,365,996円	10,889,813円
期中追加設定元本額	832,861円	102,224円
期中一部解約元本額	2,309,044円	34,198円
２．受益権の総数	10,889,813口	10,957,839口

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第8期中間計算期間 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年 4月14日	第9期中間計算期間 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年 4月14日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区分	第8期 [令和 3年10月14日現在]	第9期中間計算期間末 [令和 4年 4月14日現在]
１．中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありせん。	同左
２．時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品	（１）有価証券 同左 （２）デリバティブ取引 同左 （３）上記以外の金融商品

区分	第8期 [令和 3年10月14日現在]	第9期中間計算期間末 [令和 4年 4月14日現在]
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左 同左

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	第8期 [令和 3年10月14日現在]	第9期中間計算期間末 [令和 4年 4月14日現在]
1口当たり純資産額	2.2656円	2.2733円
(1万口当たり純資産額)	(22,656円)	(22,733円)

【国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）マネー・プール・ファンド（１年決算型）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第8期 [令和 3年10月14日現在]	第9期中間計算期間末 [令和 4年 4月14日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	26,784	26,791
親投資信託受益証券	1,303,131	1,302,881
未収入金	1	1
流動資産合計	1,329,916	1,329,673
資産合計	1,329,916	1,329,673
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	1	2
未払委託者報酬	41	53
その他未払費用	122	122
流動負債合計	164	177
負債合計	164	177
純資産の部		
元本等		
元本	1,332,938	1,332,938
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	3,186	3,442
元本等合計	1,329,752	1,329,496
純資産合計	1,329,752	1,329,496
負債純資産合計	1,329,916	1,329,673

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第8期中間計算期間 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年 4月14日	第9期中間計算期間 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年 4月14日
営業収益		
有価証券売買等損益	2	155
営業収益合計	2	155
営業費用		
支払利息	18	-
受託者報酬	51	2
委託者報酬	739	53
その他費用	240	122
営業費用合計	1,048	177
営業利益又は営業損失（ ）	1,046	332
経常利益又は経常損失（ ）	1,046	332
中間純利益又は中間純損失（ ）	1,046	332
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	328	82
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	3,069	3,186
剰余金増加額又は欠損金減少額	87,330	1,717
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	87,330	1,717
剰余金減少額又は欠損金増加額	86,828	1,723
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	86,828	1,723
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	3,285	3,442

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
-------------------	---

（中間貸借対照表に関する注記）

	第8期 [令和 3年10月14日現在]	第9期中間計算期間末 [令和 4年 4月14日現在]
１．期首元本額	1,848,207円	1,332,938円
期中追加設定元本額	51,074,687円	717,322円
期中一部解約元本額	51,589,956円	717,322円
２．元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	3,186円	3,442円
３．受益権の総数	1,332,938口	1,332,938口

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第8期中間計算期間 自 令和 2年10月15日 至 令和 3年 4月14日	第9期中間計算期間 自 令和 3年10月15日 至 令和 4年 4月14日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区分	第8期 [令和 3年10月14日現在]	第9期中間計算期間末 [令和 4年 4月14日現在]
１．中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
２．時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。	（１）有価証券 同左 （２）デリバティブ取引 同左

区分	第8期 [令和 3年10月14日現在]	第9期中間計算期間末 [令和 4年 4月14日現在]
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	(3) 上記以外の金融商品 同左 同左

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（ 1 口当たり情報 ）

	第8期 [令和 3年10月14日現在]	第9期中間計算期間末 [令和 4年 4月14日現在]
1口当たり純資産額	0.9976円	0.9974円
(1万口当たり純資産額)	(9,976円)	(9,974円)

（参考）

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

マネー・プール マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

[令和 4年 4月14日現在]

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	54,179,705
流動資産合計	54,179,705

[令和 4年 4月14日現在]

資産合計	54,179,705
負債の部	
流動負債	
未払解約金	16
未払利息	20
流動負債合計	36
負債合計	36
純資産の部	
元本等	
元本	53,967,022
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	212,647
元本等合計	54,179,669
純資産合計	54,179,669
負債純資産合計	54,179,705

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

	[令和 4年 4月14日現在]
1. 期首	令和 3年10月15日
期首元本額	81,051,398円
期中追加設定元本額	5,485,176円
期中一部解約元本額	32,569,552円
元本の内訳	
世界投資適格債オープン（為替ヘッジあり）（毎月決算型）	5,154,901円
米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）円コース（毎月決算型）	125,062円
米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）米ドルコース（毎月決算型）	119,857円
米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）豪ドルコース（毎月決算型）	769,078円
米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）ブラジル・リアルコース（毎月決算型）	220,146円
マネー・プール・ファンド	38,967,120円
米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）トルコ・リラコース（毎月決算型）	19,961円
国際オルタナティブ戦略 Q T X - ウィントン・アルファ・インベストメント・オープン（円ヘッジ）成長型	99,562円
国際オルタナティブ戦略 Q T X - ウィントン・アルファ・インベストメント・オープン（円ヘッジ）分配型	99,562円
国際オルタナティブ戦略 Q T X - ウィントン・アルファ・インベストメント・オープン（円ヘッジなし）成長型	99,562円

	[令和 4年 4月14日現在]
国際オルタナティブ戦略 Q T X - ウィントン・アルファ・インベストメント・オープン（円ヘッジなし）分配型	99,561円
トレンド・アロケーション・オープン	997,308円
米国エネルギーMLPオープン（毎月決算型）為替ヘッジあり	996,215円
米国エネルギーMLPオープン（毎月決算型）為替ヘッジなし	996,215円
国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）為替ヘッジなしコース（毎月決算型）	99,602円
国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）円コース（毎月決算型）	99,602円
国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）インド・ルピーコース（毎月決算型）	99,602円
国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）	99,602円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）円コース（1年決算型）	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）円コース（毎月決算型）	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）米ドルコース（1年決算型）	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）米ドルコース（毎月決算型）	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ユーロコース（1年決算型）	9,959円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ユーロコース（毎月決算型）	9,959円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）豪ドルコース（1年決算型）	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）豪ドルコース（毎月決算型）	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ブラジル・レアルコース（1年決算型）	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ブラジル・レアルコース（毎月決算型）	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）メキシコ・ペソコース（1年決算型）	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）メキシコ・ペソコース（毎月決算型）	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）トルコ・リラコース（1年決算型）	9,960円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）トルコ・リラコース（毎月決算型）	9,960円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ロシア・ルーブルコース（1年決算型）	9,986円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ロシア・ルーブルコース（毎月決算型）	9,986円

	[令和 4年 4月14日現在]
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）中国元コース（１年決算型）	9,960円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）中国元コース（毎月決算型）	9,960円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）南アフリカ・ランドコース（１年決算型）	9,960円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）南アフリカ・ランドコース（毎月決算型）	9,960円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（１年決算型）	9,986円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）マネー・プール・ファンド（１年決算型）	1,297,820円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）マネー・プール・ファンド（年２回決算型）	2,251,770円
欧州アクティブ株式オープン（為替ヘッジあり）	4,979円
欧州アクティブ株式オープン（為替ヘッジなし）	4,979円
アジアリート戦略オープン（為替ヘッジあり）毎月決算型	9,952円
アジアリート戦略オープン（為替ヘッジあり）年２回決算型	9,952円
アジアリート戦略オープン（為替ヘッジなし）毎月決算型	9,952円
アジアリート戦略オープン（為替ヘッジなし）年２回決算型	9,952円
合計	53,967,022円
２．受益権の総数	53,967,022口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 4年 4月14日現在]
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
２．時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、該当事項はありません。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	[令和 4年 4月14日現在]
1口当たり純資産額	1.0039円
(1万口当たり純資産額)	(10,039円)

4【委託会社等の概況】

（１）【資本金の額】

2022年4月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近５年間に於ける資本金の額の増減はありません。

（２）【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2022年４月28日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	899	19,337,203
追加型公社債投資信託	16	1,364,166
単位型株式投資信託	94	431,590
単位型公社債投資信託	52	175,261
合 計	1,061	21,308,221

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

（３）【その他】

定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

５【委託会社等の経理状況】

（１）財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱ＵＦＪ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（２）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第37期事業年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

(単位：千円)				
	第36期 (令和3年3月31日現在)		第37期 (令和4年3月31日現在)	
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	2	56,803,388	2	51,593,362
有価証券		2,001		293,326
前払費用		598,135		645,109
未収入金		31,359		61,092
未収委託者報酬		13,216,357		15,750,264
未収収益	2	662,230	2	783,790
金銭の信託		2,300,000		8,401,300
その他		269,506		295,584
流動資産合計		73,882,978		77,823,830
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	548,902	1	391,042
器具備品	1	1,435,369	1	1,079,023
土地		628,433		628,433
有形固定資産合計		2,612,705		2,098,499
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		3,569,171		4,381,293
ソフトウェア仮勘定		1,895,190		1,581,652
無形固定資産合計		5,480,184		5,978,768

投資その他の資産			
投資有価証券		18,616,670	16,803,642
関係会社株式		320,136	159,536
投資不動産	1	814,684	810,684
長期差入保証金		538,497	524,244
前払年金費用		258,835	189,708
繰延税金資産		916,962	982,406
その他		45,230	45,230
貸倒引当金		23,600	23,600
投資その他の資産合計		21,487,417	19,491,852
固定資産合計		29,580,307	27,569,120
資産合計		103,463,286	105,392,950

(単位：千円)

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	533,622	565,222
未払金		
未払収益分配金	158,856	197,334
未払償還金	133,877	7,418
未払手数料	2 5,200,810	2 6,423,139
その他未払金	2 4,412,521	2 4,565,457
未払費用	2 4,755,909	2 4,328,968
未払消費税等	752,617	1,112,923
未払法人税等	873,027	769,692
賞与引当金	933,381	942,287
役員賞与引当金	160,710	149,028
その他	691,143	5,517
流動負債合計	18,606,476	19,066,990
固定負債		
長期未払金	21,600	10,800
退職給付引当金	1,145,514	1,246,300
役員退職慰労引当金	117,938	117,938
時効後支払損引当金	245,426	250,214
固定負債合計	1,530,479	1,625,252
負債合計	20,136,956	20,692,243
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712

利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	26,951,289	29,000,498
利益剰余金合計	34,291,879	36,341,088
株主資本合計	81,024,723	83,073,932

(単位：千円)

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,301,606	1,626,775
評価・換算差額等合計	2,301,606	1,626,775
純資産合計	83,326,329	84,700,707
負債純資産合計	103,463,286	105,392,950

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	67,963,712	79,977,953
投資顧問料	2,443,980	2,711,169
その他営業収益	21,613	13,459
営業収益合計	70,429,306	82,702,582
営業費用		
支払手数料	2 26,689,896	2 31,644,834
広告宣伝費	668,150	720,785
公告費	250	500
調査費		
調査費	2,077,942	2,430,158
委託調査費	12,035,954	14,557,009
事務委託費	798,528	1,450,062
営業雑経費		
通信費	296,490	138,868
印刷費	378,180	379,428
協会費	51,841	49,590
諸会費	16,613	17,729
事務機器関連費	1,977,769	2,172,978
その他営業雑経費	8,391	649
営業費用合計	45,000,009	53,562,596
一般管理費		
給料		
役員報酬	352,879	414,260

給料・手当	6,461,546	6,496,233
賞与引当金繰入	933,381	942,287
役員賞与引当金繰入	160,710	149,028
福利厚生費	1,272,568	1,282,310
交際費	2,721	4,874
旅費交通費	22,768	21,698
租税公課	402,939	430,233
不動産賃借料	666,331	724,961
退職給付費用	481,135	494,615
役員退職慰労引当金繰入	11,763	-
固定資産減価償却費	1,358,911	2,249,287
諸経費	413,538	379,054
一般管理費合計	12,541,193	13,588,846
営業利益	12,888,103	15,551,139

(単位：千円)

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	170,807	243,133
受取利息	2 2,726	2 7,408
投資有価証券償還益	81,557	1,089,101
収益分配金等時効完成分	275,835	137,485
受取賃貸料	2 65,808	2 65,808
その他	12,504	36,211
営業外収益合計	609,239	1,579,148
営業外費用		
投資有価証券償還損	95,946	3,074
時効後支払損引当金繰入	16,395	16,548
事務過誤費	-	76,076
賃貸関連費用	13,472	15,780
その他	2,932	7,585
営業外費用合計	128,747	119,066
経常利益	13,368,595	17,011,221
特別利益		
投資有価証券売却益	2,007,655	605,706
特別利益合計	2,007,655	605,706
特別損失		
投資有価証券売却損	51,737	28,188
投資有価証券評価損	26,317	36,558
固定資産除却損	1 536	1 13,094
特別損失合計	78,591	77,840
税引前当期純利益	15,297,659	17,539,087
法人税、住民税及び事業税	2 4,755,427	2 5,366,608
法人税等調整額	19,122	22,446
法人税等合計	4,736,304	5,389,054
当期純利益	10,561,354	12,150,032

（３）【株主資本等変動計算書】

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039
当期変動額									
剰余金の配当							9,457,670	9,457,670	9,457,670
当期純利益							10,561,354	10,561,354	10,561,354
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,103,684	1,103,684	1,103,684
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,815	1,815	79,922,854
当期変動額			
剰余金の配当			9,457,670
当期純利益			10,561,354
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	2,299,791	2,299,791	2,299,791
当期変動額合計	2,299,791	2,299,791	3,403,475
当期末残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723
会計方針の変更による累積的影響額							475,687	475,687	475,687
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,426,976	34,767,566	81,500,410
当期変動額									
剰余金の配当							10,576,511	10,576,511	10,576,511
当期純利益							12,150,032	12,150,032	12,150,032
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,573,521	1,573,521	1,573,521
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	29,000,498	36,341,088	83,073,932

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329
会計方針の変更に よる累積的影響額			475,687

会計方針の変更を 反映した当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,802,017
当期変動額			
剰余金の配当			10,576,511
当期純利益			12,150,032
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	674,831	674,831	674,831
当期変動額合計	674,831	674,831	898,690
当期末残高	1,626,775	1,626,775	84,700,707

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

器具備品 2年～20年

投資不動産 3年～47年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定

額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6)時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6.収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1)委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

7.その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1)連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(2)「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月31日に公布されておりますが、繰延税金資産の額について、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 令和2年3月31日）により「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取り扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 令和3年8月12日）を適用する予定であります。

（会計方針の変更）

(1)収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の貸借対照表は、流動負債のその他は484,886千円減少、繰延税金資産は148,472千円減少、繰越利益剰余金は336,414千円増加しております。

当事業年度の損益計算書は、委託者報酬、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ200,739千円減少しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は475,687千円増加しております。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(2)時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に關す

る会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、時価算定会計基準等の適用による、財務諸表への影響はありません。また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

（未適用の会計基準等）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）

(1)概要

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第31号）の令和3年6月17日の改正は、令和元年7月4日の公表時において、「投資信託の時価の算定」に関する検討には、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、また、「貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資」の時価の注記についても、一定の検討を要するため、「時価の算定に関する会計基準」公表後、概ね1年をかけて検討を行うこととされていたものが、改正され、公表されたものです。

(2)適用予定日

令和5年3月期の期首より適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

（貸借対照表関係）

1.有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
建物	643,920千円	805,250千円
器具備品	1,545,179千円	2,054,366千円
投資不動産	151,833千円	157,995千円

2.関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
預金	40,328,414千円	43,782,913千円
未収収益	14,138千円	13,741千円
未払手数料	772,495千円	836,105千円
その他未払金	3,425,136千円	3,887,520千円
未払費用	349,222千円	337,847千円

（損益計算書関係）

1.固定資産除却損の内訳

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
建物	-	2,599千円
器具備品	536千円	10,495千円
計	536千円	13,094千円

2.関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
支払手数料	5,128,270千円	5,153,589千円

受取利息	143千円	7,377千円
受取賃貸料	65,808千円	65,808千円
法人税、住民税及び事業税	3,492,898千円	4,062,765千円

（株主資本等変動計算書関係）

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,457,670千円
1株当たり配当額	44,700円
基準日	令和2年3月31日
効力発生日	令和2年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	10,576,511千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	49,988円
基準日	令和3年3月31日
効力発生日	令和3年6月29日

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	10,576,511千円
1株当たり配当額	49,988円
基準日	令和3年3月31日
効力発生日	令和3年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和4年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

配当金の総額	6,075,125千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	28,713円
基準日	令和4年3月31日
効力発生日	令和4年6月29日

（リース取引関係）

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
1年内	709,808千円	709,808千円
1年超	709,808千円	414,054千円
合計	1,419,616千円	1,123,863千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

第36期(令和3年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 有価証券	2,001	2,001	-
(2) 金銭の信託	2,300,000	2,300,000	-
(3) 投資有価証券	18,585,310	18,585,310	-
資産計	20,887,311	20,887,311	-

(注1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（前事業年度の貸借対照表計上額31,360千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額 子会社株式160,600千円 関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第36期(令和3年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,803,388	-	-	-
金銭の信託	2,300,000	-	-	-
未収委託者報酬	13,216,357	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	2,001	8,412,286	3,123,026	11,398
合計	72,321,747	8,412,286	3,123,026	11,398

第37期(令和4年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 有価証券	293,326	293,326	-
(2) 金銭の信託	8,401,300	8,401,300	-
(3) 投資有価証券	16,772,282	16,772,282	-
資産計	25,466,909	25,466,909	-

（注1）「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注2）市場価格のない株式等

非上場株式（当事業年度の貸借対照表計上額31,360千円）は、市場価格がないため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額 関連会社株式159,536千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

（注3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

（注4）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第37期(令和4年3月31日現在)

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	51,593,362	-	-	-
金銭の信託	8,401,300	-	-	-
未収委託者報酬	15,750,264	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	293,326	6,911,464	3,695,585	-
合計	76,038,253	6,911,464	3,695,585	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

なお、財務諸表等規則附則（令和3年9月24日内閣府令第9号）に基づく経過措置を適用した投資信託（貸借対照表計上額 有価証券 293,326千円、投資有価証券16,772,282千円）は、次表には含めておりません。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	-	8,401,300	-	8,401,300
資産計	-	8,401,300	-	8,401,300

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しておりま

す。

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度の子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

また、当事業年度の関連会社株式（貸借対照表計上額は関連会社株式159,536千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第36期(令和3年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	14,810,957	11,362,471	3,448,485
	小計	14,810,957	11,362,471	3,448,485
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	6,076,354	6,207,447	131,093
	小計	6,076,354	6,207,447	131,093
合計		20,887,311	17,569,919	3,317,392

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は2,300,000千円、取得原価は2,300,000千円）を含めております。

非上場株式（貸借対照表計上額は31,360千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

第37期(令和4年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	19,193,250	16,560,340	2,632,910
	小計	19,193,250	16,560,340	2,632,910
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	6,273,658	6,561,836	288,177
	小計	6,273,658	6,561,836	288,177
合計		25,466,909	23,122,176	2,344,732

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は8,401,300千円、取得原価は8,400,000千円）を含めております。

非上場株式（貸借対照表計上額は31,360千円）は、市場価格がないため、含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	5,747,529	2,007,655	51,737
合計	5,747,529	2,007,655	51,737

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
----	---------	-------------	-------------

株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	4,164,921	605,706	28,188
合計	4,164,921	605,706	28,188

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について26,317千円（その他有価証券のその他26,317千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について36,558千円（その他有価証券のその他36,558千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,718,736 千円	3,729,235 千円
勤務費用	203,106	198,457
利息費用	19,110	21,549
数理計算上の差異の発生額	18,826	46,069
退職給付の支払額	192,890	179,650
過去勤務費用の発生額	-	-
退職給付債務の期末残高	3,729,235	3,723,521

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
年金資産の期首残高	2,460,824 千円	2,649,846 千円
期待運用収益	44,130	47,588
数理計算上の差異の発生額	304,281	1,824
事業主からの拠出額	-	-
退職給付の支払額	159,390	115,331
年金資産の期末残高	2,649,846	2,583,927

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
積立型制度の退職給付債務	2,810,893 千円	2,675,015 千円
年金資産	2,649,846	2,583,927
	161,046	91,087
非積立型制度の退職給付債務	918,342	1,048,506

未積立退職給付債務	1,079,388	1,139,593
未認識数理計算上の差異	161,333	205,679
未認識過去勤務費用	354,043	288,681
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	886,678	1,056,591
退職給付引当金	1,145,514	1,246,300
前払年金費用	258,835	189,708
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	886,678	1,056,591

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
勤務費用	203,106 千円	198,457 千円
利息費用	19,110	21,549
期待運用収益	44,130	47,588
数理計算上の差異の費用処理額	41,361	3,547
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
その他	44,446	109,013
確定給付制度に係る退職給付費用	329,255	343,245

（注）「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額、再就職支援金及び退職金です。

(5)年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
債券	62.7 %	62.0 %
株式	35.4	36.3
その他	1.9	1.7
合計	100	100

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
割引率	0.051～0.59%	0.078～0.72%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.5～1.8%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度151,880千円、当事業年度151,370千円であります。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
-----------------------	-----------------------

繰延税金資産		
減損損失	418,394千円	410,082千円
投資有価証券評価損	188,859	65,490
未払事業税	180,263	165,702
賞与引当金	285,801	288,528
役員賞与引当金	25,472	25,799
役員退職慰労引当金	36,112	36,112
退職給付引当金	350,756	381,617
減価償却超過額	68,024	145,316
委託者報酬	209,938	-
長期差入保証金	48,639	52,869
時効後支払損引当金	75,149	76,615
連結納税適用による時価評価	38,873	35,311
その他	87,023	76,257
繰延税金資産 小計	2,013,308	1,759,702
評価性引当額	-	-
繰延税金資産 合計	2,013,308	1,759,702
繰延税金負債		
前払年金費用	79,225	58,088
連結納税適用による時価評価	1,203	1,149
その他有価証券評価差額金	1,015,785	717,957
その他	101	101
繰延税金負債 合計	1,096,346	777,296
繰延税金資産の純額	916,962	982,406

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第36期（令和3年3月31日現在）及び第37期（令和4年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）の6. 収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）及び第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）及び第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年

3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
親会社	㈱三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,492,898 千円	その他未払金	3,425,136 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,128,270 千円	未払手数料	772,495 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	523,327 千円	未払費用	290,120 千円

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
親会社	㈱三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	4,062,765 千円	その他未払金	3,887,520 千円
親	三菱UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,153,589 千円	未払手数料	836,105 千円

会社						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 （注3）	499,388 千円	未払費用	272,264 千円
----	--	--	--	--	--	----------------	---------------	---------------	------	---------------

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。

２．投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

３．投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

４．上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
同一の親会社を持つ会社	(株)三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注1)	3,729,785 千円	未払手数料	764,501 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注1)	5,655,482 千円	未払手数料	1,193,245 千円

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
同一の親会社を持つ会社	(株)三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注1)	4,097,951 千円	未払手数料	838,058 千円

同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・ スタンレー 証券㈱	東京都 千代田 区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料 の支払 (注1)	7,025,984 千円	未払手数料	1,319,958 千円
-------------	--------------------------------	-----------------	---------------	-----	----	---	---------------------------------------	-----------------	-------	-----------------

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
2. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（非上場）

（１株当たり情報）

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
1株当たり純資産額	393,827.09円	400,322.84円
1株当たり当期純利益金額	49,916.36円	57,424.97円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
2. 「会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日）等を適用し、「収益認識に関する会計基準」第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当事業年度の1株当たり純資産額は2,248.25円増加し、1株当たり純利益金額は658.24円減少しております。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
当期純利益金額（千円）	10,561,354	12,150,032
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	10,561,354	12,150,032
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581	211,581

独立監査人の監査報告書

令和4年6月10日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 青木 裕晃

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 伊藤 鉄也

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の令和4年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１． 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２． XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

令和４年６月２２日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）円コース（１年決算型）の令和３年10月15日から令和４年４月14日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）円コース（１年決算型）の令和４年４月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（令和３年10月15日から令和４年４月14日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１． 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２． XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

令和４年６月22日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）米ドルコース（１年決算型）の令和３年10月15日から令和４年４月14日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）米ドルコース（１年決算型）の令和４年４月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（令和３年10月15日から令和４年４月14日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１． 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２． XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

令和４年６月22日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

取締役会 御 中

P w C あらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ユーロコース（１年決算型）の令和３年10月15日から令和４年４月14日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ユーロコース（１年決算型）の令和４年４月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（令和３年10月15日から令和４年４月14日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１． 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２． XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

令和４年６月22日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）豪ドルコース（１年決算型）の令和３年10月15日から令和４年４月14日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）豪ドルコース（１年決算型）の令和４年４月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（令和３年10月15日から令和４年４月14日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１． 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２． XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

令和４年６月22日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

取締役会 御 中

P w C あらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ブラジル・レアルコース（１年決算型）の令和３年10月15日から令和４年４月14日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ブラジル・レアルコース（１年決算型）の令和４年４月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（令和３年10月15日から令和４年４月14日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１． 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２． XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

令和４年６月22日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

取締役会 御 中

P w C あらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）メキシコ・ペソコース（１年決算型）の令和３年10月15日から令和４年４月14日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）メキシコ・ペソコース（１年決算型）の令和４年４月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（令和３年10月15日から令和４年４月14日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１． 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２． XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

令和４年６月22日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

取締役会 御 中

P w C あらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）トルコ・リラコース（１年決算型）の令和３年10月15日から令和４年４月14日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）トルコ・リラコース（１年決算型）の令和４年４月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（令和３年10月15日から令和４年４月14日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１． 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２． XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

令和４年６月22日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

取締役会 御 中

P w C あらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ロシア・ループルコース（１年決算型）の令和３年10月15日から令和４年４月14日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ロシア・ループルコース（１年決算型）の令和４年４月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（令和３年10月15日から令和４年４月14日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

追加情報に記載されているとおり、当ファンドは令和４年３月２日に設定・解約の申込み受付を停止した。期末日時点においても当該取り扱いを継続していたが、令和４年５月11日より解約の申込み受付は再開した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の

実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１． 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２． XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

令和４年６月22日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）中国元コース（１年決算型）の令和３年10月15日から令和４年４月14日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）中国元コース（１年決算型）の令和４年４月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（令和３年10月15日から令和４年４月14日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１． 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２． XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

令和４年６月22日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

取締役会 御 中

P w C あらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）南アフリカ・ランドコース（１年決算型）の令和３年10月15日から令和４年４月14日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）南アフリカ・ランドコース（１年決算型）の令和４年４月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（令和３年10月15日から令和４年４月14日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１． 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２． XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

令和４年６月22日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

取締役会 御 中

P w C あらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（１年決算型）の令和３年10月15日から令和４年４月14日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（１年決算型）の令和４年４月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（令和３年10月15日から令和４年４月14日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１． 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２． XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

令和４年６月22日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）マネー・プール・ファンド（１年決算型）の令和３年10月15日から令和４年４月14日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）マネー・プール・ファンド（１年決算型）の令和４年４月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（令和３年10月15日から令和４年４月14日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１． 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２． XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。